平成２４年（フ）第７５９号
千葉県松戸市五香４丁目54番地の５
債務者　阿部倉正男
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７６０号
千葉県松戸市五香４丁目54番地の５
債務者　阿部倉美千代
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２２１号
長野市上松３丁目３番12号
債務者　原山　幸一
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３０号
和歌山県日高郡由良町大字里903番地の１
貴一荘第一階の４号室、住民票上の住所和歌山県日高郡由良町大字里903番地の１
債務者　貴志ひろみ
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２４年（フ）第１２３号
高知市平和町28番地12　小高坂三の丸改住16号
債務者　中平　哲広
１　決定年月日時　平成24年12月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２１５１号
横浜市港南区日野南２丁目11番１号
債務者　宮井　恵美（旧姓加藤）
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月30日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４７８号
横浜市港北区篠原北１丁目24番27号　102
債務者　梅澤利江子
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４９７号
横浜市南区浦舟町３丁目43番地　賛龍館318号室
債務者　佐橋　隆弘
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５０５号
神奈川県藤沢市善行坂１丁目７番９―104号
債務者　河上　幸子
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５０９号
神奈川県鎌倉市岡本２丁目14番17号　Ｔ．Ｍハイツ101号室
債務者　杉本　　悟
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５１４号
横浜市南区永田台16番６―103号
債務者　園田牧夫こと　ソノダ　サムエル　マキオ（ＳＯＮＯＤＡ　ＳＡＭＵＥＬ　ＭＡＫＩＯ）
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５１７号
横浜市瀬谷区瀬谷５丁目23番地５　コーポオオタキ102
債務者　里　　直樹
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５２４号
神奈川県藤沢市遠藤935番地の５　ファミールみどりケ丘Ｂ203
債務者　酒井由利奈（旧姓松野）
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５３３号
横浜市栄区笠間２丁目18番70号　Ｔ＆Ｓ201号
債務者　青木　宏彰
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０６０号
東京都八王子市八木町５番８―404号
債務者　大浦　祐介
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０９８号
東京都八王子市下柚木３丁目４番地３―1303
債務者　今野　右加
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部